

静岡県土地利用基本計画（昭和50年4月策定）の計画図の一部を変更したので、国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第9条第14項において準用する同条第13項の規定に基づき、その要旨を次のとおり公表する。

令和5年3月29日

静岡県知事 川勝平太

静岡県土地利用基本計画図の一部を次のとおり変更する。

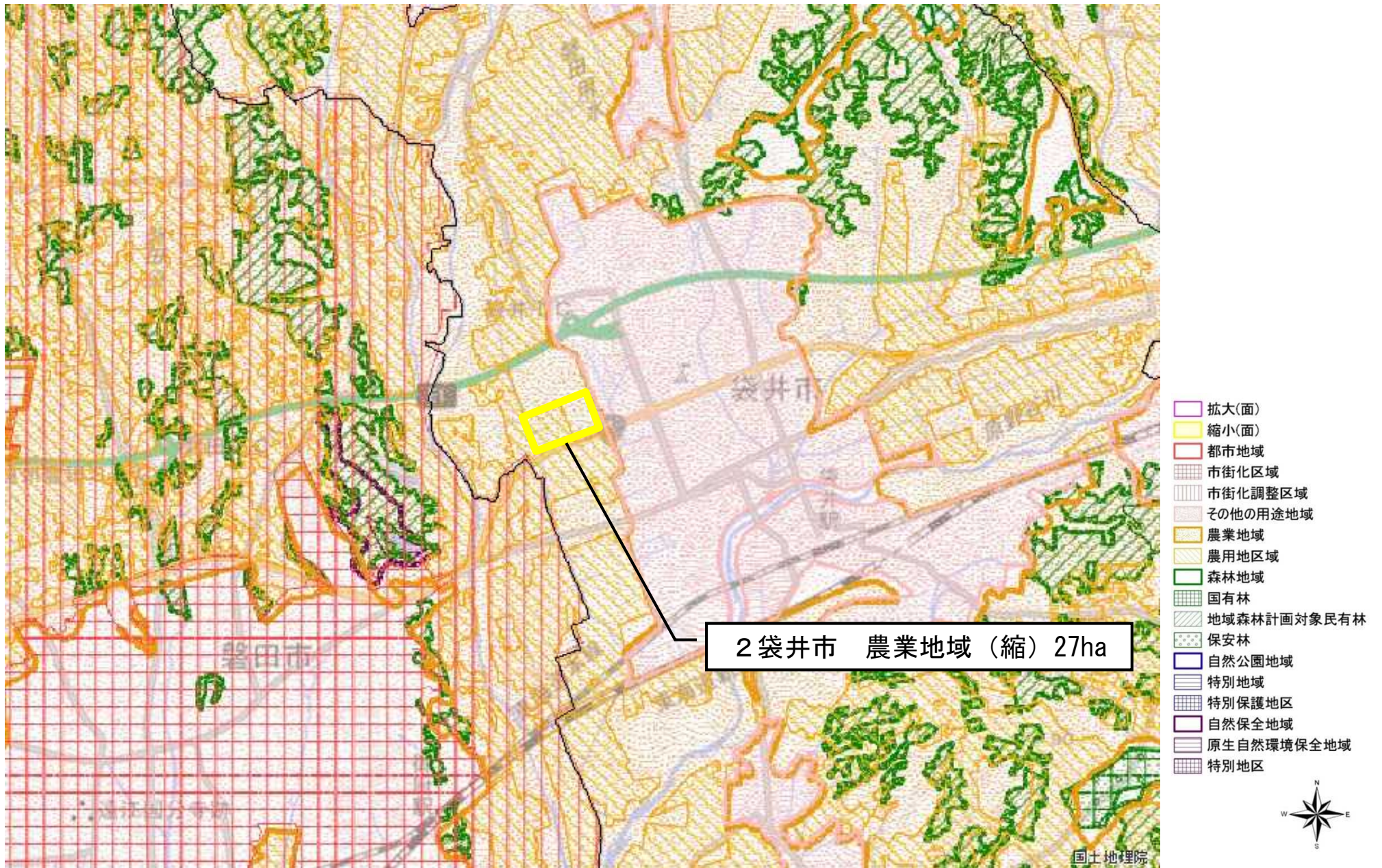
| 整理<br>番号 | 五地域<br>区分名 | 関係市町  | 変更部分の<br>面積 (ha) |    | 変更を必要とする理由                               |
|----------|------------|-------|------------------|----|--|
|          |            |       | 拡大               | 縮小 |  |
| 1        | 都市地域       | 富士市   | 2                | —  | 一体の都市として総合的に開発し、整備し、及び保全する必要があるため。       |
| 2        | 農業地域       | 袋井市   | —                | 27 | 住宅系の開発行為が予定される区域であり、総合的な農業の振興を図る必要がないため。 |
| 3        | 森林地域       | 南伊豆町  | —                | 29 | 民間事業者が実施する事業により、森林としての利用・保全を図る必要がないため。   |
| 4        | 森林地域       | 掛川市   | —                | 1  | 民間事業者が実施する事業により、森林としての利用・保全を図る必要がないため。   |
| 5        | 森林地域       | 牧之原市  | —                | 4  | 民間事業者が実施する事業により、森林としての利用・保全を図る必要がないため。   |
| 6        | 森林地域       | 伊豆の国市 | —                | 1  | 民間事業者が実施する事業により、森林としての利用・保全を図る必要がないため。   |
| 7        | 森林地域       | 菊川市   | —                | 5  | 民間事業者が実施する事業により、森林としての利用・保全を図る必要がないため。   |
| 8        | 森林地域       | 静岡市   | —                | 1  | 民間事業者が実施する事業により、森林としての利用・保全を図る必要がないため。   |

# 題名：区域変更図 1



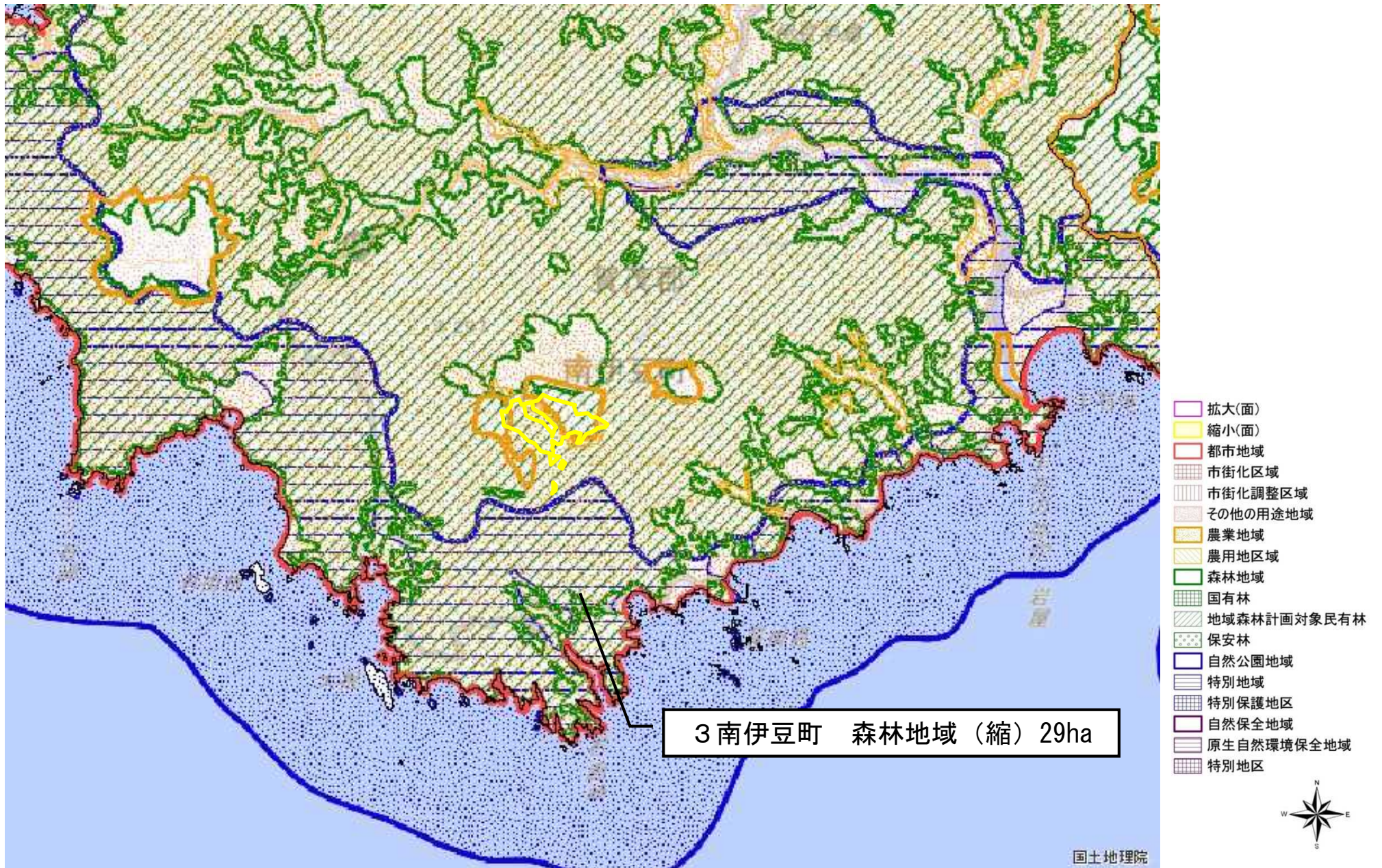
図の中心位置： 35.140, 138.700 (北緯,東経) 縮尺 1:50000

# 題名：区域変更図 2



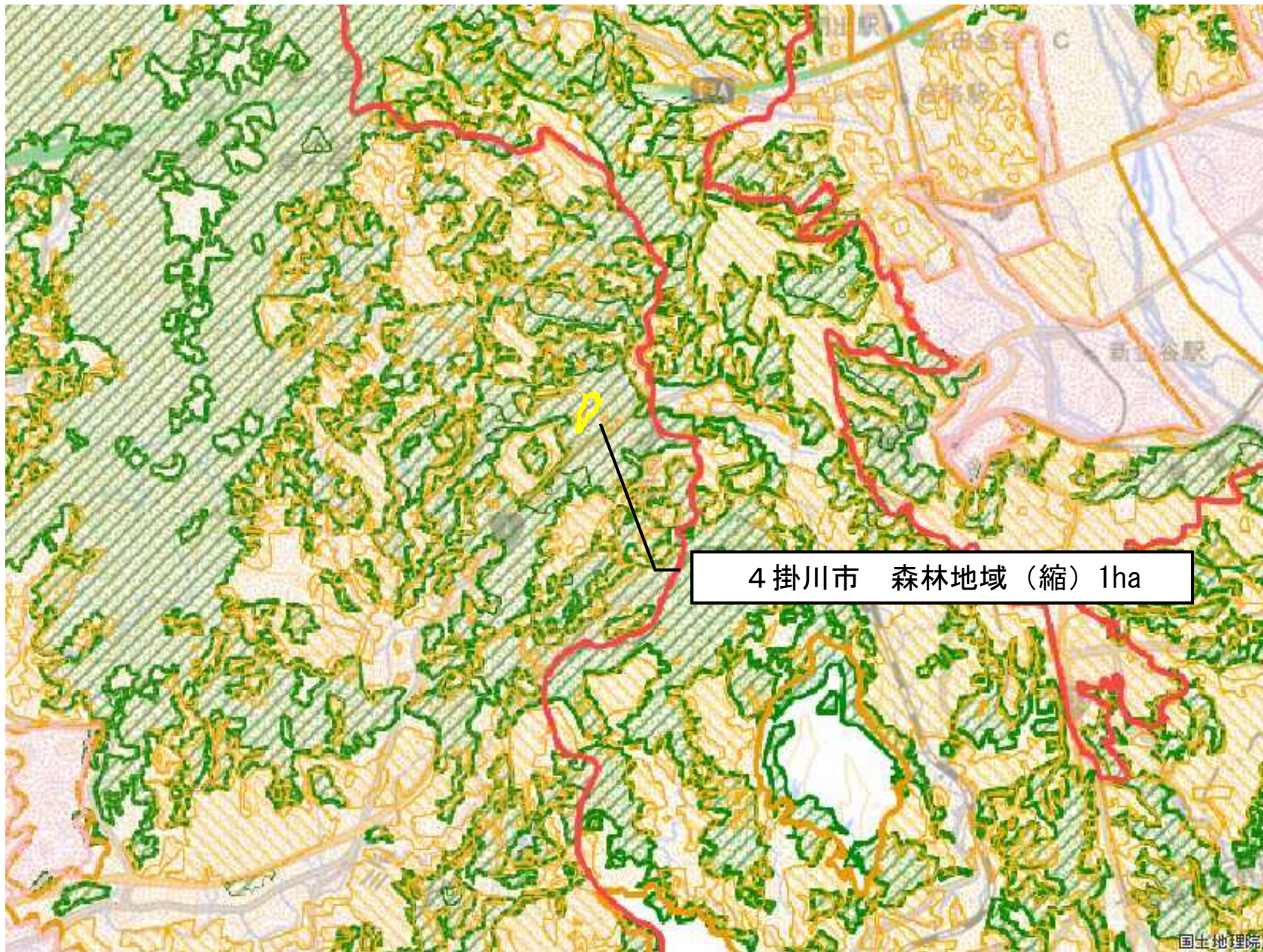
図の中心位置： 34.750, 137.900（北緯,東経） 縮尺 1:50000

# 題名：区域変更図 3



図の中心位置： 34.630, 138.840 (北緯,東経) 縮尺 1:50000

# 題名：区域変更図 4



- 拡大(面)
- 縮小(面)
- 都市地域
- 市街化区域
- 市街化調整区域
- その他の用途地域
- 農業地域
- 農用地区域
- 森林地域
- 国有林
- 地域森林計画対象民有林
- 保安林
- 自然公園地域
- 特別地域
- 特別保護地区
- 自然保全地域
- 原生自然環境保全地域
- 特別地区



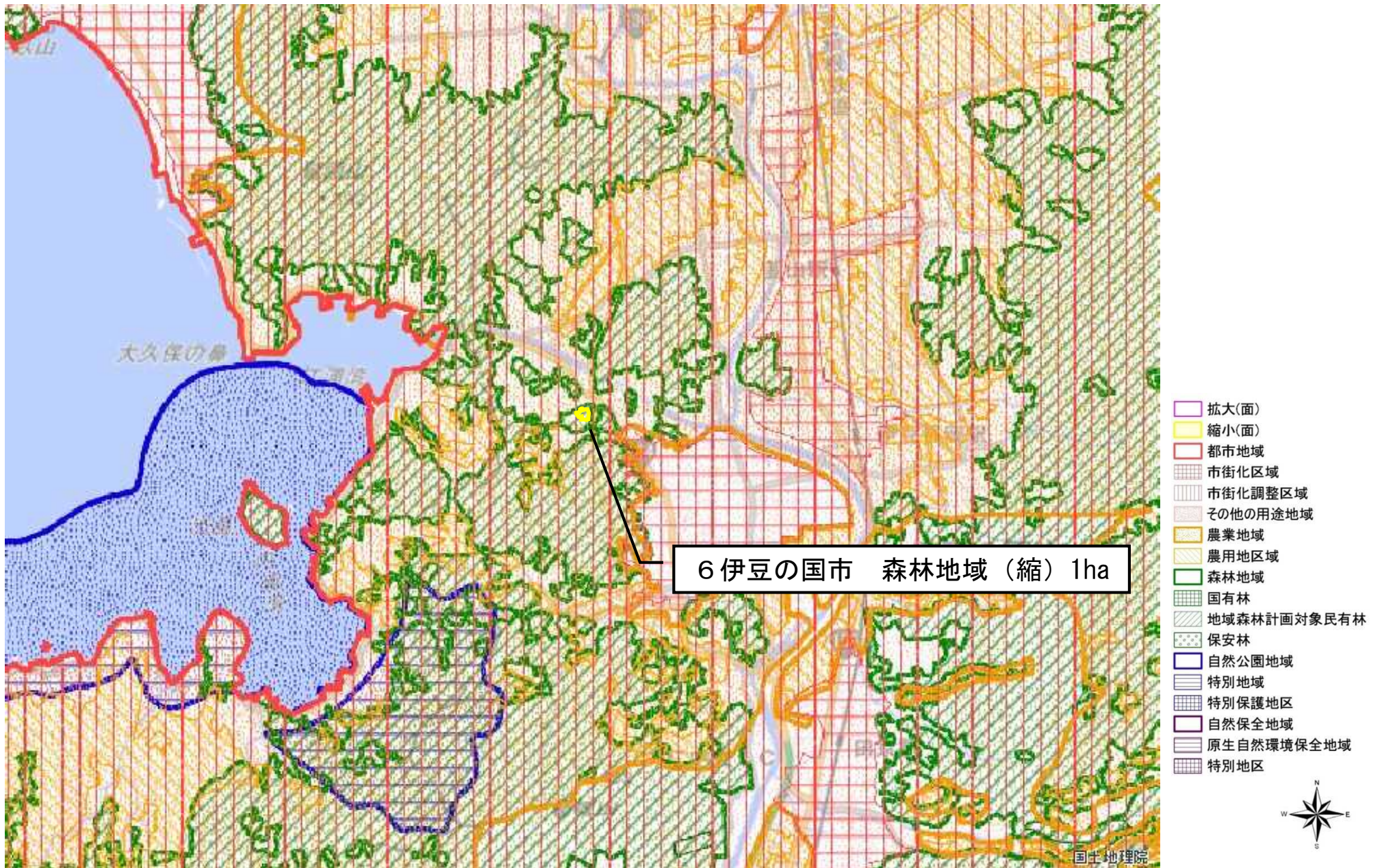
図の中心位置： 34.820, 138.100 (北緯,東経) 縮尺 1:50000

# 題名：区域変更図 5



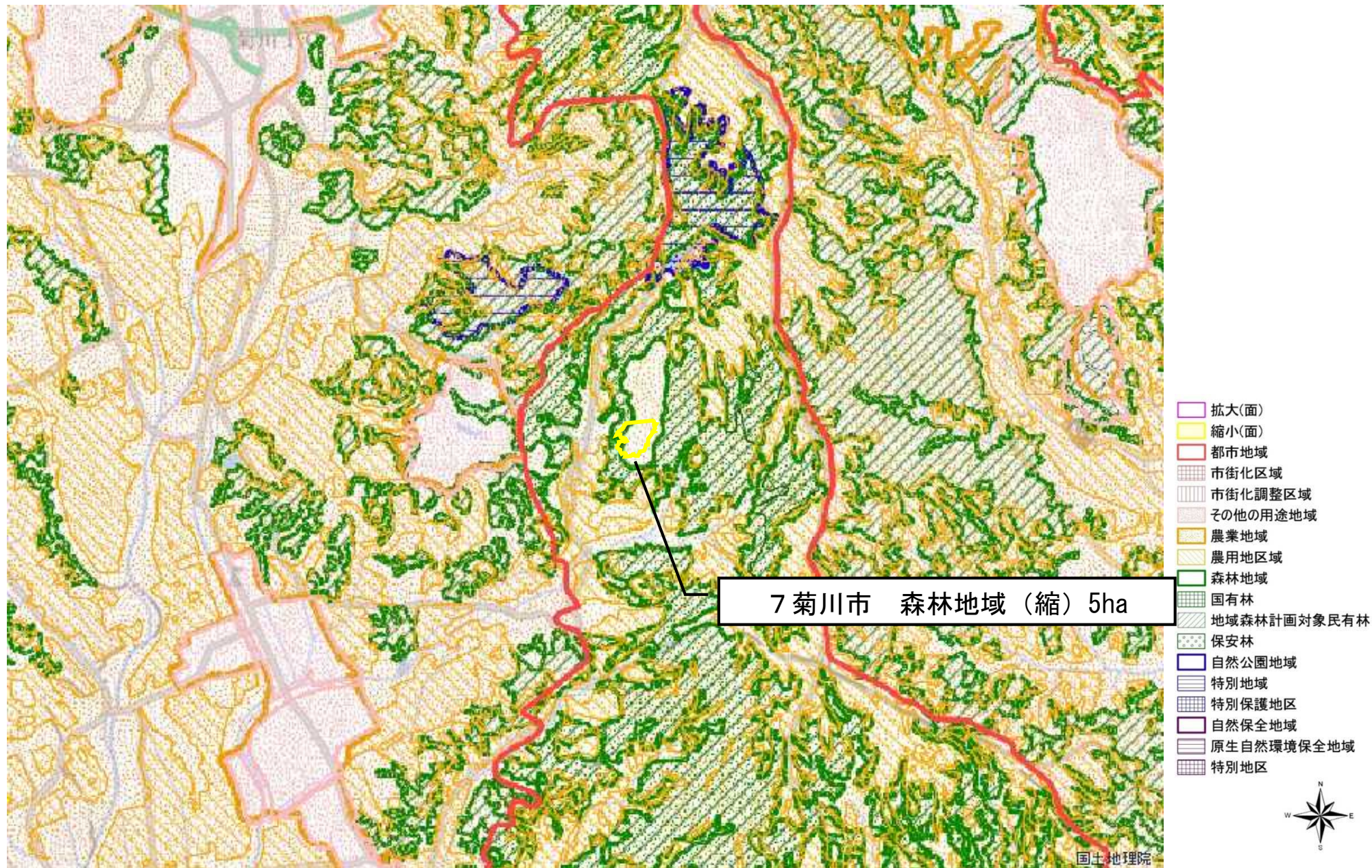
図の中心位置： 34.770, 138.200 (北緯,東経) 縮尺 1:50000

# 題名：区域変更図 6



図の中心位置： 35.040, 138.920 (北緯,東経) 縮尺 1:50000

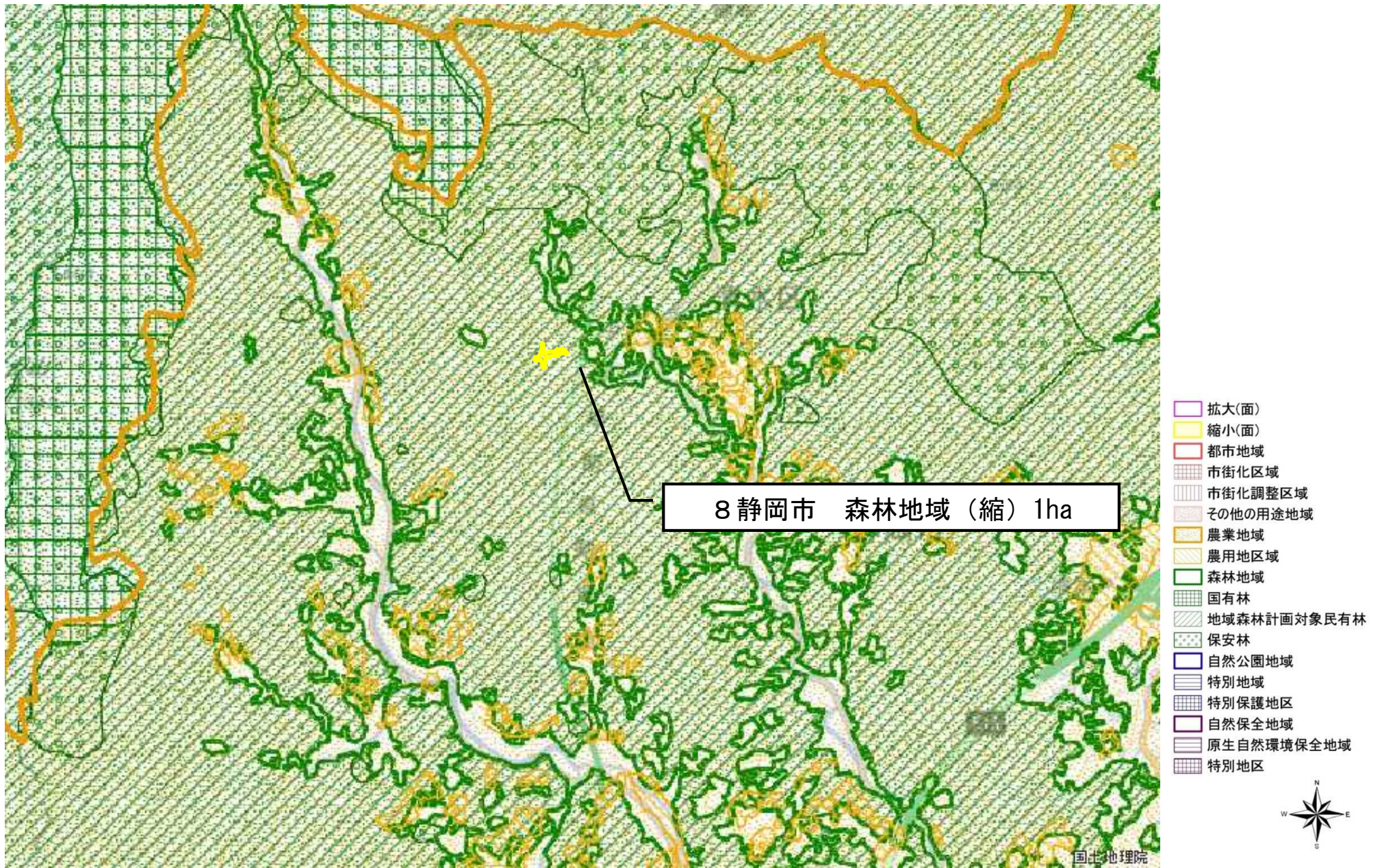
# 題名：区域変更図 7



図の中心位置： 34.720, 138.120 (北緯,東経) 縮尺 1:50000



# 題名：区域変更図 8



図の中心位置： 35.150, 138.450 (北緯,東経) 縮尺 1:50000